



2019年12月9日

各 位

会 社 名 イノテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 敏彦
(コード：9880 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 棚橋 祥紀
(TEL：045-474-9000)

証券取引等監視委員会による、当社との契約締結交渉者の役職員による 内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

2019年12月6日、証券取引等監視委員会より、当社との契約締結交渉者であった香港のCVP Holdings Limited（以下「CVP」といいます。）の役職員による当社株式に係る内部者取引について、金融商品取引法第175条第1項に規定する「第166条第1項又は第3項の規定に違反して、同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められるとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を发出するよう勧告を行った旨が公表されました。

上記内部者取引に関して当社および当社役職員は一切関与しておらず、また、当社および当社役職員が重要事実の漏洩に関与するなどの法令違反行為を行った事実はありませんが、株主をはじめとする関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、CVPとの契約締結交渉の過程で、重要事実等の機密情報の漏洩防止および目的外利用の防止ならびに内部者取引規制の遵守について強く要求し、CVPによる大量保有報告書提出義務違反が確認された際には、2018年3月20日付けの当社プレスリリース「CVPの大量保有報告書提出遅延等に対する当社の対応に関するお知らせ」に記載のとおり、CVPに対し、事実の確認と要因の特定、再発防止、および今後の全般的な法令遵守について強く要求するなどの対応をとってまいりました。

当社は、今般のCVP役職員による内部者取引に関する勧告を重く受けとめ、今後のCVPグループとの提携関係についてあらためて検討する予定です。

当社株式に関してこのような事態が発生したことは誠に遺憾であり、当社においては、今後、同様の法令違反行為が行われないよう、一層のコンプライアンスの強化や内部統制の充実を図るとともに、取引先様等に対しましても、機密情報の漏洩防止および目的外利用の防止など情報管理の徹底について、これまで以上に強くご協力をお願いしたいと考えております。

株主および投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様におかれましては、ご理解の程、何卒、宜しく
お願い申し上げます。

以 上